

事業者の皆様へ

本案件には、

越谷市公契約条例に基づく越谷市独自の

「賃金の下限額※」 が定められています。

※条例では、賃金の下限額のことを「労働報酬下限額」と呼びます。



【令和8年度 労働報酬下限額（建設工事）】

No.	職種	労働報酬下限額		No.	職種	労働報酬下限額		No.	職種	労働報酬下限額	
		時給	日額（8H）			時給	日額（8H）			時給	日額（8H）
1	特殊作業員	3,263	26,104	18	さく岩工	4,680	37,440	35	左官	3,690	29,520
2	普通作業員	2,914	23,312	19	トンネル特殊工	4,388	35,104	36	配管工	3,252	26,016
3	軽作業員	2,025	16,200	20	トンネル作業員	3,623	28,984	37	はつり工	3,510	28,080
4	造園工	2,982	23,856	21	トンネル世話役	4,860	38,880	38	防水工	4,152	33,216
5	法面工	3,589	28,712	22	橋りょう特殊工	4,253	34,024	39	板金工	4,017	32,136
6	とび工	3,645	29,160	23	橋りょう塗装工	4,107	32,856	40	タイル工	3,117	24,936
7	石工	3,679	29,432	24	橋りょう世話役	4,669	37,352	41	サッシ工	3,724	29,792
8	ブロック工	3,645	29,160	25	土木一般世話役	3,679	29,432	42	屋根ふき工	3,928	31,424
9	電工	3,510	28,080	26	高級船員	4,467	35,736	43	内装工	3,915	31,320
10	鉄筋工	3,735	29,880	27	普通船員	3,679	29,432	44	ガラス工	3,758	30,064
11	鉄骨工	3,274	26,192	28	潜水士	5,749	45,992	45	建具工	3,317	26,536
12	塗装工	3,882	31,056	29	潜水連絡員	4,309	34,472	46	ダクト工	3,398	27,184
13	溶接工	4,028	32,224	30	潜水送気員	4,073	32,584	47	保温工	3,218	25,744
14	運転手（特殊）	3,567	28,536	31	山林砂防工	3,657	29,256	48	建築ブロック工	3,364	26,912
15	運転手（一般）	3,083	24,664	32	軌道工	6,784	54,272	49	設備機械工	3,162	25,296
16	潜かん工	4,197	33,576	33	型わく工	3,702	29,616	50	交通誘導警備員A	2,160	17,280
17	潜かん世話役	4,973	39,784	34	大工	3,443	27,544	51	交通誘導警備員B	2,025	16,200

業務委託 及び 指定管理協定 令和8年度労働報酬下限額

時給1,244円

労働者に支払う賃金が労働報酬下限額を下回った場合は

条例違反となります！

- ・下請負や再委託労働者、一人親方に対しても労働報酬下限額が適用されます。
- ・労働者からの申し出等があった場合には、市が立ち入り調査や是正要求を行う場合があります。
- ・条例に違反した事業者が是正措置を講じない場合や、虚偽の報告を行った場合は、その事実について公表します。

越谷市公契約条例について詳しくは、越谷市ホームページをご覧ください。
条例についての問合せは越谷市役所総務部契約検査課へ

☎ 048-963-9131



越谷市ホームページ